

# 富士市地域福祉計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

近年、急速な少子高齢化の進行や生活様式の変化等に伴い、地域住民同士のつながりが希薄化する中、ひとり暮らしの高齢者の増加や若年層の社会的孤立、生活困窮等の問題が発生しています。

こうした問題の解決には、地域での人と人のつながりを深め、お互いに思い合い、助け合う関係や仕組みをつくることが求められます。

本市では、社会情勢の変化やこれまでの地域福祉の取組状況などを踏まえ、「だれもが安心してともに暮らせる地域（まち）」の実現を目指して、市民、団体、事業者、行政等が連携・協働して地域で支え合うまちづくりを進めるため、「富士市地域福祉計画（第4次計画）」を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第107条の規定に基づいて策定するもので、地域福祉の推進を図る計画として位置づけます。また、「第五次富士市総合計画」を上位計画として、この中の地域福祉関連の施策について、具体化を図るための指針となるほか、福祉・保健関連の計画や教育・文化、都市基盤などの生活関連分野の計画と連携して、市民、団体、事業者、行政の協働による取組を推進するための計画です。

## 3 計画の期間

計画期間を、平成28年度からの5年間とし、福祉を取り巻く状況や、社会情勢の変化に対応するため必要に応じて見直しを行います。

## 4 将来像と基本理念

私たちの目指す地域福祉の将来像は、「だれもが安心してともに暮らせる地域（まち）」です。地域福祉を進めるうえで、地域の中で支援を必要とする人の声を、地域住民がしっかりと認識し、すべての人が地域で安心して、その人らしく生活していくことができるよう、地域を構成する一員として、お互いを理解し、ともに助け合う地域社会づくりが重要となります。

こうした社会づくりを具現化するために、私たちは「みとめあう」「ささえあう」「ともにまなぶ」「ともにきずく」「ともにとりくむ」という五つの基本理念のもと、一人ひとりが地域に対する思いや福祉に対する意識を高めるとともに地域活動、福祉活動への積極的な参加と活動のネットワークを広げていくことを目指します。

## 5 計画の体系

### 第1章 地域住民としての意識づくり 【みとめあう】

基本理念では「みとめあう」と掲げ、ふれあいの中でお互いを知り、お互いを理解し、認めあうことを基本的な考え方としました。

基本理念	基本方針	基本目標と内容		基本施策
みとめあう	地域住民としての意識づくり	第1節 隣近所との絆を深めましょう	あいさつや地域行事への参加、公共施設を利用すること等で、地域の交流を進め“顔の見える関係”を築き、絆を深めていきます。	①顔の見える関係づくり ②地域交流の促進 ③居場所づくりの推進
		第2節 福祉のことをもっと知りましょう	福祉への理解を深めるために、地域福祉の普及啓発に努めるとともに、福祉教育や人権啓発に取り組みます。	①福祉に関する啓発 ②人権意識の向上

### 第2章 安心して生活できるしくみづくり 【ささえあう】

基本理念では「ささえあう」と掲げ、住み慣れた地域で安心して生活を送るために、お互いに支えあうことを基本的な考え方としました。

基本理念	基本方針	基本目標と内容		基本施策
ささえあう	安心して生活できるしくみづくり	第1節 相談・サービスを利用しやすくしましょう	相談窓口の充実を図り、相談窓口に対する情報提供やサービス向上に努めます。	①相談窓口の充実 ②サービス利用に関する情報提供 ③サービスの質の向上
		第2節 災害時に支えあえるまちにしましょう	地域に住んでいる要援護者の把握や情報共有、顔の見える関係づくりに努め、災害時に地域で助け合える体制づくりを進めます。	①災害時の協力体制の充実 ★重点的な取組★





## ★重点的な取組の指標★

災害・緊急支援情報キット（災害支援キット）利用者数

**現状** 【平成 26 年度】

**6,640人**  
(平成27年 3月31日)

**目標** 【平成 32 年度】

**7,400人**  
(平成33年 3月31日)



災害支援キットは、地域に住んでいる要援護者の把握、地域での情報共有、顔の見える関係づくりを進めるしくみとして考えられたものです。平成 24 年度から町内会（区）の協力を得て、募集・配付を行っています。

### 第3章 地域福祉の担い手づくり 【ともにまなぶ】

基本理念では「ともにまなぶ」と掲げ、一人ひとりが地域社会の一員として、福祉についての理解や関心を深め、地域福祉の担い手として学んでいくことを基本的な考え方としました。

基本理念	基本方針	基本目標と内容		基本施策
ともにまなぶ	地域福祉の担い手づくり	第1節 福祉について学びましょう	家庭を中心に学校・地域が連携し、子どもの頃から自然に福祉の心が身につくよう、地域ぐるみの取組を進めます。	①福祉教育、福祉体験の推進
		第2節 地域福祉の人材を育てましょう	幅広い世代に働きかけ、地域福祉活動の担い手を育成するとともに、活動の中心的な役割を果たせる人材の育成に努めます。	①地域福祉活動の人材育成
		第3節 ボランティアやNPOの活動を支援しましょう	ボランティア活動やNPO活動の情報提供の充実や活動拠点づくりへの支援を進め、活動参加へのきっかけづくりに取り組みます。	①ボランティア・NPO活動に対する支援 ②活動拠点づくりへの支援

## 第4章 自立した地域生活を支える環境づくり 【ともにきずく】

基本理念では「ともにきずく」と掲げ、住み慣れた地域で生活が送れるよう、安心して暮らせる環境を築いていくことを基本的な考え方としました。

基本理念	基本方針	基本目標と内容		基本施策
と も に き ず く	自立した地域生活を支える環境づくり	第1節 住みやすいまちをつくりましょう	だれもが円滑に移動したり、施設を利用したりできるよう、ユニバーサルデザインに基づいた環境整備や困っている人を手助けできるよう、心のユニバーサルデザインの啓発に取り組みます。	①ユニバーサルデザインのまちづくり ②心のユニバーサルデザインの推進
		第2節 新たなセーフティネットの構築をしましょう	生活困窮者の早期発見に努め、自立のための支援ができる体制づくりを進めます。	①生活困窮者の自立に向けた各種支援の実施 ★重点的な取組★ ②関係機関・他制度による支援と連携
		第3節 支援・手助けが必要な人を支えましょう	見守り体制を構築し、関係機関との連携やネットワークを強化し、適切な支援を進めます。	①支援・手助けが必要な人の把握と見守り体制の構築 ②判断能力が不十分な人への支援

### ★重点的な取組の指標★

生活困窮者自立支援制度利用者就労率（算出方法：就労者 / 制度利用者）

現状 【平成26年度】

0%

（平成27年3月31日）

目標 【平成32年度】

50%

（平成33年3月31日）

生活困窮者自立支援法に基づいて、各種支援を行っています。

くらし・しごと相談窓口（フィランセ東館1階）は、ワンストップの相談窓口で、相談内容に応じ、必要な情報提供及び助言を行います。



## 第5章 地域を支えるしくみづくり【とものとりくむ】

基本理念では「とものとりくむ」と掲げ、市民、団体、事業者、行政などがそれぞれの役割を果たすとともに、地域福祉の推進に向けて協働して取り組むことを基本的な考え方としました。

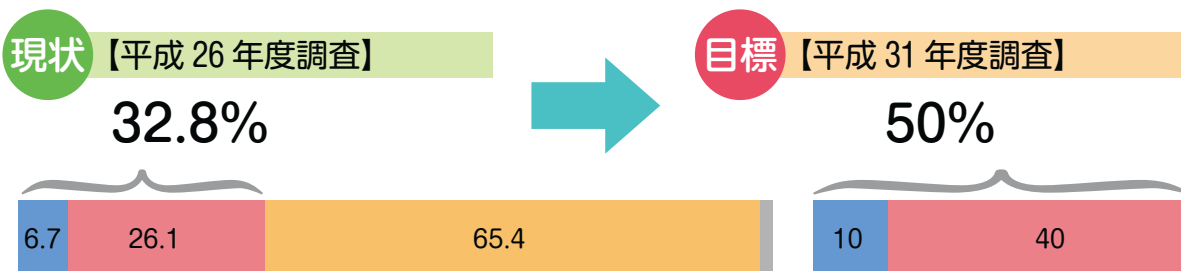
基本理念	基本方針	基本目標と内容		基本施策
とものとりくむ	地域を支えるしくみづくり	第1節 地域（圏域）に合わせた取組を進めましょう	それぞれの地域のニーズに合わせた、地域福祉活動を進めます。	①地区福祉推進会の取組 ★重点的な取組★
		第2節 福祉のネットワークを充実しましょう	さまざまな団体・組織や関係機関が連携を図り、福祉のネットワークの充実を図ります。	①福祉ネットワークの連携
		第3節 福祉計画の進行管理と評価をしましょう	各福祉計画の推進に当たって、施策の有効性や進捗状況などを把握しながら、評価、検証を行い効果的な取組を進めます。	①計画の推進体制



### ★重点的な取組の指標★

#### 地区福祉推進会の認知度

（市民アンケート 問「市内小学校区にそれぞれ「地区福祉推進会」が組織されています。あなたのお住まいの地区の「地区福祉推進会」をご存知ですか。」から算出）



- 名前も知っているし、活動内容も知っている
- 名前は知っているが、活動内容は知らない
- 知らない
- 無回答

地区福祉推進会は、概ね小学校単位で地域の実情に応じた地域福祉活動を進めるための住民組織で、「だれもが安心して暮らせる福祉のまち」をめざし、各地区で様々な福祉活動を行っています。

